

平成30年度 小・中学校文化活動出場補助金

評価表 NO. 5 6

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 学校教育課		担当者	丸山 英児				
事務事業名	小・中学校文化活動出場補助金							
根拠法令	小・中学校文化活動出場補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成30年度 予算額	495 千円	国県支出金 千円	一般財源 495 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	文化活動出場による成果		九州大会以上の大会出場校 1校以上		平成35年度			
成果指標②	文化活動出場の審査結果		九州大会金賞受賞1校以上		平成35年度			
補助対象者	薩摩川内市立小・中学校の児童生徒（文化活動コンクール等への九州大会以上の参加者）							
補助対象経費	旅費（児童生徒のみ）・楽器等輸送費・参加料・その他							
補助対象事業・活動の内容	小・中学校の文化活動に係る諸コンクールへの参加（九州大会以上）							
補助金額又は 補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 1 申請者当たり、九州地区大会においては13万5千円、全国大会においては22万5千円を限度とする。							
上記項目の 積算方法	申請者の収支精算書（収入・支出）							
補助を受ける事業（団体）等の 決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	1,858,239	79.5%	1,827,260	78.7%	791,630	74.6%
		会費収入	1,278,179	54.7%	1,293,120	55.7%	528,070	49.7%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	580,060	24.8%	534,140	23.0%	263,560	24.8%
		市補助金	480,000	20.5%	495,000	21.3%	270,000	25.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
	支出	（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,338,239	100.0%	2,322,260	100.0%	1,061,630	100.0%
		事業費	1,677,480	71.7%	2,065,730	89.0%	877,570	82.7%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	660,759	28.3%	256,530	11.0%	184,060	17.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,338,239	100.0%	2,322,260	100.0%	1,061,630	100.0%
支出計/前年度支出計					99.3%		45.7%	
自己資金/前年度自己資金					98.3%		43.3%	
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	4		3		2			
成果指標の推移①	九州4		全国1、九州2		九州2			
成果指標の推移②	九州（金1、銀3）		全国（銀1）、九州（金2）		九州（金1、銀1）			
特記すべき事項等	【前回評価】平成27年度 「現状のまま継続」 ・文化活動等における、門戸を広げられるよう検討されたい。 ・文化、スポーツ、学校教育の補助金のあり方については、連携を図り釣合が採れるよう検討されたい。							
	【前回評価への回答】 ・文化活動の門戸の拡大及び補助金が公平に分配できるかを検討し他の小・中学校に働きかけたが、現在、吹奏楽部で九州大会以上に出場する学校は、平佐西小と川内中央中であるため2校に補助金を交付している。							
	【事業のPR方法】 ・各小・中学校に案内を実施している。							
	【費用対効果】 ・補助金の増額がなければ費用対効果はない。							
	【補助事業以外の事業】・・・特になし							
	【その他】 ・平成27年度は、平佐西小と永利小が、九州大会（2大会）に出場。 ・平成28年度は、平佐西小と川内中央中が九州大会に出場し、さらに平佐西小が全国大会に出場。 ・平成29年度は、平佐西小と川内中央中が九州大会に出場。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	未来を担う児童生徒の文化活動振興及び健全育成を図ることは本市の発展に大きく寄与する人材を育成するものである。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	県大会での上位入賞校に限られる九州大会、全国大会出場であり、開催地が遠隔地となるため、経済的支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	「次世代を担う文化を育むまちづくり」のために、児童生徒の文化活動の振興及び健全な育成に向けた効果的な取組である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	各種コンクール等への出場については各校の実態に応じてなされている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	申請者からの事業実績書及び収支精算書を確認し、妥当性を確保している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	地域的ハンディを克服する目的の補助であるため、固定的な補助になる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内の全小中学校が対象であり、また、各学校の文化的活動の延長として地域での活動に参加するなど、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	行政による支援がなければ、保護者の負担が増加し、出場を断念せざるを得ない場合も考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	旅費（児童生徒のみ）、楽器等輸送費、参加料等を補助対象経費としており、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 ≪上記方向の理由≫ 市の文化活動の振興に寄与している。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			≪今後の改革の方向性≫ □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			≪まとめ≫
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		

小・中学校文化活動出場補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる小・中学校文化活動出場補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 小・中学校文化活動出場補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 児童生徒の文化活動の振興
- (2) 児童生徒の健全な育成

（補助金の額）

第3条 小・中学校文化活動出場補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1申請者当たり、九州地区大会においては13万5千円、全国大会においては22万5千円を限度とする。

（補助対象経費）

第4条 小・中学校文化活動出場補助金は、小・中学校の文化活動に係る諸コンクールへの参加費に要する経費について交付する。ただし、九州地区大会以上の参加に限る。

- (1) 旅費（児童生徒のみ）
- (2) 楽器等輸送費
- (3) 参加料
- (4) その他

（交付の申請）

第5条 小・中学校文化活動出場補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、大会参加の2週間前とする。

（交付の基準）

第6条 小・中学校文化活動出場補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に小・中学校文化活動出場補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 小・中学校文化活動出場補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 小・中学校文化活動出場補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 文化活動出場による成果
- (2) 文化活動出場の審査結果

(補助事業者等の責務)

第9条 小・中学校文化活動出場補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度 文化活動補助金

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出				計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		旅費	楽器輸送費	参加料	その他		
1	川内中央中学校体育後援会	135,000	120,000	227,560	482,560	364,400	69,640	20,000	28,520	482,560	九州吹奏楽コンクール
2	平佐西小学校吹奏楽部保護者会	135,000	408,070	36,000	579,070	279,430	124,100	20,000	155,540	579,070	九州吹奏楽コンクール
教育育成費 小計		270,000	528,070	263,560	1,061,630	643,830	193,740	40,000	184,060	1,061,630	